

# 令和2年度秋田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

〔 令和2年1月20日  
福祉保健部長決裁 〕

## 第1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に関し必要な事項を定め、もって障害者就労施設等の受注の機会の確保に資することを目的とする。

## 第2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法の例による。

## 第3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市長の事務部局、各行政委員会事務局、消防および上下水道局ならびに議会事務局（以下「各部局等」という。）が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）とする。

## 第4 調達に関する基本的な考え方

### 1 全庁的な取組の推進

各部局等は、法の趣旨を理解し、これまで障害者就労施設等からの調達実績のある印刷、クリーニング等については、引き続き積極的な調達を行うとともに、障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達についても検討等を行い、可能な限り幅広い分野から調達するよう努めるものとする。

### 2 各部局等は、物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性および競争性に留意するものとする。

## 第5 調達対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援および就労継続支援を行う入所施設に限る。）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により国又は地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (7) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年度政令第22号）第1条に規定する次の事業所  
ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用推進法」という。）第44条第1項の規定による認定に係る同項に規定する子会社の事業所をいう。）  
イ 重度障害者多数雇用事業所（次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たす事業所をいう。）
  - (ア) 障がい者の雇用数が5人以上であるもの
  - (イ) 障がい者の割合が従業員の20%以上を占めるもの
  - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者および精神障害者の割合が30%以上であるもの
- (8) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者および在宅就業支援団体

## 第6 調達の対象品目

この方針の対象となる物品等は、障害者就労施設等が提供する次に掲げる物品等とする。

| 区分 | 品目      | 具体例                 |
|----|---------|---------------------|
| 物品 | 事務用品・書籍 | 筆記具、用紙、封筒、書籍等       |
|    | 食料品・飲料  | 弁当、野菜、パン、菓子類等       |
|    | 小物雑貨    | 織り製品、軍手、木工品等        |
|    | その他の物品  | エコバック、陶器等           |
| 役務 | 印刷      | 名刺、ポスター、リーフレット等の印刷  |
|    | クリーニング  | マット、リネン等のクリーニング     |
|    | 清掃・施設管理 | 施設、公園等の清掃           |
|    | 情報処理    | ホームページの作成、データ入力・集計等 |
|    | 飲食店等の運営 | 売店、喫茶店等             |
|    | その他の役務  | 菓子箱組立て、箱詰め、ラベル貼り等   |

## 第7 調達目標

令和2年度の障害者就労施設等からの調達は、各部局等において、物品等のそれぞれについて、令和元年度に障害者就労施設等から調達した実績額の1%増加を目標とする。

## 第8 調達に当たっての留意事項

### 1 随意契約の活用等

障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど調達に係る参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号および秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第120条の規定による随意契約を積極的に活用するものとする。

## 2 調達に際しての配慮

物品等の発注の際には、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定、発注量の考慮等に努めるとともに、物品等の性能、規格その他の必要な事項についての障害者就労施設等に対する十分な説明に努めるものとする。

## 3 調達の推進

この方針を推進するため、福祉保健部障がい福祉課は、本市の組織に対し、次の取組を行うものとする。

(1) 障害者優先調達推進法およびこの方針の周知ならびに啓発

(2) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報の収集および提供

## 4 この方針を推進するため、概ね以下のスケジュールに沿って取組を行うものとする。

| 月   | 取組内容                      |
|-----|---------------------------|
| 4月  | 前年度の発注実績等の照会              |
| 6月  | 前年度の発注実績の公表               |
| 10月 | 上半期の発注実績、取組状況等の照会         |
| 1月  | 翌年度の調達方針の公表               |
| 随時  | 障害者就労施設等が提供可能な物品等の調査・情報提供 |

## 第9 この方針および調達実績の公表

(1) この方針を策定し、又は見直しをしたときは、本市ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 調達実績については、毎会計年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表する。

## 第10 この方針の担当窓口

この方針の担当窓口は、福祉保健部障がい福祉課とする。

## 第11 この方針の期限について

この方針は令和3年3月31日をもって効力を失う。